

静岡県告示第496号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年6月27日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
301号	湖西市新居町中之郷字庄慶2414番の5から 湖西市新居町中之郷字鷺津山2654番の14まで	令和7年6月27日